

危機管理連絡会議

日時：平成 26 年 1 月 22 日（水） 11:30 ～

場所：県庁 4 階 共用 405 会議室

協議事項

- 1 タイにおける非常事態宣言の発令を受けた本県の対応について



在タイ日本国大使館

Embassy of Japan in Thailand

* ขอความกรุณาส่งมอบประกาศจากสถานเอกอัครราชทูตญี่ปุ่นประจำประเทศไทยฉบับนี้ให้แก่ชาวญี่ปุ่นด้วย

【大使館からのお知らせ】

非常事態宣言の発動に伴う注意喚起 (2013年1月21日現在)

タイ政府は、21日夕、バンコクに非常事態宣言を発動しました。

期間は22日から60日間、対象地域は、これ迄のISAと同じくバンコク及びノンタブリ県の全域と一部隣接県とされています。

この非常事態宣言は、非常事態令に基づくもので、治安維持の為、政府に大きな権限を与えるものです。

非常事態令は、外出や集会の禁止、情報流布や交通の制限等の措置をとる可能性が列挙されています。

現時点で、政府として今後如何なる措置をとるかについては明らかにされていませんが、今後の状況次第では新たな治安強化措置をとる可能性もあり、関連情報には十分注意をお願いします。

(問い合わせ先)

○在タイ日本国大使館

電話：(66-2) 207-8502, 696-3002

FAX：(66-2) 207-8511